

一、相关新法令、新政策

● 关于交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点应税服务范围等若干税收政策的补充通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2012〕86号

【发布日期】2012-12-04

【实施日期】2012-12-01（但对“注册在福建省平潭县的试点纳税人从事离岸服务外包业务中提供的应税服务免征增值税”政策自2013年01月01日起实施）

【内容提要】该通知明确了一系列有关“营改增”的具体税收政策，包括：

- 明确若干应税服务的归类。如：建筑图纸审核服务、环境评估服务、医疗事故鉴定服务，按照“鉴证服务”征收增值税；代理记账服务按照“咨询服务”征收增值税；等。
- 营改增试点地区的试点纳税人提供的往返台湾、香港、澳门的交通运输服务以及在台湾、香港、澳门提供的交通运输服务，适用增值税零税率。
- 《交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点过渡政策的规定》第二条第（三）项、第（四）项中增值税实际税负是指，纳税人当期实际缴纳的增值税税额占纳税人当期提供应税服务取得的全部价款和价外费用的比例。

【备注】另据悉，“营改增”在多地试点的基础上，2013年将选择部分行业进行全国试点，今后逐步将“营改增”扩大到全国。全国推广时间表，可能会在2013年“两会”期间（2013年03月）明确。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2012-12/06/content_2284094.htm

● 关于中日税收协定适用于日本新增税种的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告2012年第49号

【发布日期】2012-12-04

【实施日期】2012-12-04

一、関連する新法令、新政策

● 交通運輸業および一部現代サービス業における営業税の増値税一本化試行対象課税サービス範囲などの若干の租税政策に関する補充通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】財税〔2012〕86号

【発布日】2012-12-04

【施行日】2012-12-01（但し、「福建省平潭県に登録した試行対象納税人がオフショアサービスアウトソーシング業務を取り扱う過程で提供する課税サービスの増値税免除」政策は2013年1月1日から施行する）

【概要】本通知は、一連の「営業税の増値税一本化」に関する具体的な租税政策を明確にしている。具体的には以下の内容が含まれる。

- 若干の課税サービスの分類を明確にする。たとえば、建築図面審査サービス、環境評価サービス、医療事故鑑定サービスについては、「鑑定サービス」として増値税を徴収する。記帳代理サービスは、「コンサルティングサービス」として増値税を徴収するなど。
- 営業税の増値税一本化試行地域の納税人が提供する台湾、香港、マカオを往来する交通輸送サービスおよび台湾、香港、マカオにて提供する交通輸送サービスには、増値税ゼロ税率を適用する。
- 「交通運輸業および一部の現代サービスにおける営業税の増値税一本化試行移行政策に関する規定」第二条第一項第（三）号、第（四）号における増値税の実際の税負担とは、納税人が当期に実際に納付した増値税税額において納税人が当期に課税サービスを提供して取得した全部の価格および価格外費用に占める割合を言う。

【備考】情報筋によると、「営業税の増値税一本化」は多くの地域で蓄積した試行をベースに、2013年に一部業種を選択して全国範囲の試行を実施し、今後は「営業税の増値税一本化」を徐々に全国に拡大する。全国普及のスケジュールは、2013年の「两会」期間（2013年3月）中に明確になると思われる。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2012-12/06/content_2284094.htm

● 日中租税協定を日本の新規追加税種に適用することについての公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告2012年第49号

【発布日】2012-12-04

【施行日】2012-12-04

【内容提要】根据该公告：中日双方同意将中日税收协定适用于日方新增加的重建专项所得税（the special income tax for reconstruction）和重建专项法人税（the special corporation tax for reconstruction）。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12166988.html>

● **重点区域大气污染防治“十二五”规划**

【发布单位】环境保护部、国家发展和改革委员会、财政部
 【发布文号】环发〔2012〕130号
 【发布日期】2012-10-29
 【实施期间】2011-2015
 【内容提要】根据该规划：

规划目标
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 到2015年，重点区域二氧化硫、氮氧化物、工业烟尘粉尘排放总量分别下降12%、13%、10%（以2010年为基准；下同），挥发性有机物污染防治工作全面展开；可吸入颗粒物、二氧化硫、二氧化氮、细颗粒物年均浓度分别下降10%、10%、7%、5%；等。 ▪ 京津冀、长三角、珠三角区域将细颗粒物纳入考核指标，细颗粒物年均浓度下降6%；其他城市群将其作为预期性指标。
明确区域控制重点，实施分区分类管理
<p>包括京津冀、长三角、珠三角等13个重点区域，涉及19个省（区、市），117个地级及以上城市。其中：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 京津冀地区重点控制区为北京、天津、石家庄、唐山、保定、廊坊6个城市； ▪ 长三角地区重点控制区为上海、南京、无锡、常州、苏州、南通、扬州、镇江、泰州、杭州、宁波、嘉兴、湖州、绍兴14个城市； ▪ 珠三角地区重点控制区为辖区内所有9个城市。
严格环境准入，强化源头管理
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>严格控制高耗能、高污染项目建设。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重点控制区禁止新、改、扩建除“上大压小”和热电联产以外的燃煤电厂，限制钢铁、水泥、石化、化工、有色等行业中的高污染项目。 ➢ 城市建成区、地级及以上城市市辖区禁止新建除热电联产以外的煤电、钢铁、建材、焦化、有色、石化、化工等行业中的高污染项目。 ▪ <u>严格控制污染物新增排放量。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 把污染物排放总量作为环评审批的前置条件，以总量定项目。

【概要】本公告によると、日中双方は、日中租税協定を日本側が新たに追加する復興特別所得税（the special income tax for reconstruction）および復興特別法人税（the special corporation tax for reconstruction）に適用することに同意した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12166988.html>

● **重点区域大气污染防治处理「第十二次五年」計画**

【発布機関】環境保護部、国家發展改革委員会、財政部
 【発布番号】環発〔2012〕130号
 【発布日】2012-10-29
 【施行期間】2011-2015
 【概要】本計画によると以下の通りである。

計画の目標
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2015年までに、重点対象区域の二氧化硫黄、窒素酸化物、工業粉塵排出合計量がそれぞれ12%、13%、10%減らし（2010年を基準とし、以下同じ）、揮発性有機物汚染防止処理作業を全面的に実施し、吸入性粉塵、二氧化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年間平均濃度をそれぞれ10%、10%、7%、5%引き下げるなど。 ▪ 京津冀、長江デルタ、珠江デルタ地域では浮遊粒子状物質を評価指標に組み入れ、浮遊粒子状物質の年間平均濃度を6%引き下げる。その他の都市群ではこれを予期指標とする。
区域の制御の重点対象を明確にし、区域ごとの分類管理を実施する
<p>京津冀、長江デルタ、珠江デルタなどの13の重点対象区域を含む。19の省（区、市）、117の地級以上の都市が対象となる。その内、具体的には以下の都市を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 京津冀地区における重点制御区は北京、天津、石家庄、唐山、保定、廊坊の6都市である。 ▪ 長江デルタ地区における重点制御区は上海、南京、無錫、常州、蘇州、南通、揚州、鎮江、泰州、杭州、寧波、嘉興、湖州、紹興の14都市である。 ▪ 珠江デルタ地区における重点制御区は、管轄区内の9都市すべてである。
環境参入を厳格にし、源の管理を強化する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>消耗量の多く、汚染の深刻なプロジェクトの建設を厳格に制御する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重点制御区では、「上大压小（小型発電所を閉鎖し、大型発電所に組み込むこと）」および熱供給発電所以外の石炭火力発電所の新築、改築、増築を禁止し、鉄鋼、セメント、石油化学、化学工業、非鉄金属などの業種における高汚染プロジェクトを制限する。 ➢ 都市市街地区、地級市以上の市轄区に熱供給発電所以外の石炭火力、鉄鋼、建築材料、コークス、非鉄金属、石油化学、化学工業などの業種における汚染の深刻なプロジェクト

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 对未通过环评审查的投资项目，有关部门不得批准开工建设，不得发放生产许可证、安全生产许可证、排污许可证，金融机构不得提供任何形式的新增授信支持，有关单位不得供水、供电。 ▪ <u>实施特别排放限值。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新建项目必须配套建设先进的污染治理设施。 ➢ 重点控制区内新建火电、钢铁、石化、水泥、有色、化工等重污染项目与工业锅炉必须满足大气污染物排放标准中特别排放限值要求。
加大落后产能淘汰，优化工业布局
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 淘汰火电、钢铁、建材等重污染行业落后产能；淘汰挥发性有机物排放类行业落后产能。 ▪ 完善淘汰落后产能公告制度，对未按期完成淘汰任务的地区，严格控制国家环保投资项目，暂停对该地区火电、钢铁、有色、石化、水泥、化工等重点行业建设项目办理核准、审批和备案手续；对未按期淘汰的企业，依法吊销排污许可证、生产许可证等。 ▪ 继续推动工业项目向园区集中。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2012-12/05/content_2283152.htm

● **关于实施国家第五阶段气体燃料点燃式发动机与汽车排放标准的公告**

【发布单位】环境保护部
【发布文号】环境保护部公告 2012 年第 68 号
【发布日期】2012-12-03
【内容提要】根据该公告：自 2013 年 01 月 01 日起，所有生产、进口、销售和注册登记的气体燃料点燃式发动机与汽车必须符合“气体燃料点燃式发动机与汽车第五阶段排放限值”（简称“国五标准”）的要求，相关企业应及时调整生产、进口和销售计划。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201212/t20121205_243273.htm

<ul style="list-style-type: none"> トを新設することを禁止する。 ▪ <u>汚染物の排出量の追加を厳格に制御する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 汚染物の排出合計量を環境評価審査許可の前置条件とし、合計量をもってプロジェクトを定める。 ➢ 環境評価審査を通過していない投資プロジェクトについて、関係部門は建設の着工を許可してはならず、生産許可証、安全生産許可証、汚染排出許可証を発行してはならず、金融機関は如何なる形式での追加についての与信サポートしてはならず、関係業者は水、電気を供給してはならない。 ▪ <u>特別排出制限値を実施する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新設プロジェクトは、先端の汚染処理設備を必ず併設しなければならない。 ➢ 重点制御区内で火力発電、鉄鋼、石油化学、セメント、非鉄金属、化学工業などの重汚染プロジェクトと工業ボイラーを新設する場合、大気汚染物排出基準における特別排出制限値の要求を必ず満たさなければならない。
立ち遅れた生産能力の淘汰を加速し、工業配置を最適化する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 火力発電、鉄鋼、建築材料などの重汚染業種の立ち遅れた生産能力を淘汰し、揮発性有機物排出類業種の立ち遅れた生産能力を淘汰する。 ▪ 立ち遅れた生産能力淘汰公告制度を整備し、期日通りに淘汰任務を完了できなかった地区に対しては、国家環境保護投資プロジェクトを厳格に制御し、当該地域における火力発電、鉄鋼、非鉄金属、石油化学、セメント、化学工業などの重点業種建設プロジェクトに対する認可、審査許可および届出手続を一時的に中断する。期日通りに淘汰を行わなかった企業に対しては、法に依拠して汚染排出許可証、生産許可証などを取上げる。 ▪ 工業プロジェクトが園區に集中するよう引き続き推進する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2012-12/05/content_2283152.htm

● **国家第五阶段气体燃料 SI エンジンおよび自動車排出基準を実施することについての公告**

【発布機関】環境保護部
【発布番号】環境保護部公告 2012 年第 68 号
【発布日】2012-12-03
【概要】本公告によると、2013 年 1 月 1 日から、すべての生産し、輸入し、販売し、登記登録される気体燃料 SI エンジンと自動車は、必ず「気体燃料 SI エンジンおよび自動車第五段階排出制限値」（「国五基準」という）の要求に適合していなければならない、関係する企業は遅滞なく生産、輸入および販売計画を調整しなければならない。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201212/t20121205_243273.htm

● 上海市商品包装物减量若干规定（上海）

- 【发布单位】上海市人民代表大会常务委员会
【发布文号】上海市人民代表大会常务委员会公告第 56 号
【发布日期】2012-11-21
【实施日期】2013-02-01
【内容提要】该规定适用于在上海市生产、销售的商品包装。根据该规定：
- 商品包装应当合理，在满足正常功能需求的前提下，其材质、结构、成本应当与内装商品的特性、规格和成本相适应，减少包装废弃物的产生。不得违反国家限制商品过度包装标准中的强制性规定。
 - 过度包装严重的企业还将上媒体“黑名单”。违反规定的，可能被责令停止销售，限期改正，2 千元以上 5 万元以下罚款等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.spcsc.sh.cn/2012-11/26/content_92514.htm

● 上海市推进国际贸易中心建设条例（上海）

- 【发布单位】上海市人民代表大会常务委员会
【发布文号】上海市人民代表大会常务委员会公告第 57 号
【发布日期】2012-11-21
【实施日期】2013-01-01
【内容提要】该条例提出：
- 鼓励境内外企业在上海设立采购中心、分拨中心、营销中心、结算中心、物流中心、品牌培育中心等具有贸易运营和管理功能的贸易型总部。经认定的贸易型总部，在通关流程、资金结算、投资便利、人员出入境等方面可享受优惠政策。
 - 支持企业发展自营、第三方、专业服务电子商务平台，培育发展大型电子商务平台。
 - 推动海关特殊监管区域的功能创新和转型升级，探索建立符合国际惯例的自由贸易园区；在外高桥保税区推进国家进口贸易促进创新示范区建设，拓展离岸贸易等新型贸易服务。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.spcsc.sh.cn/2012-11/26/content_92515.htm

● 上海市商品包装物减量若干规定（上海）

- 【発布機関】上海市人民代表大会常务委员会
【発布番号】上海市人民代表大会常务委员会公告第 56 号
【発布日】2012-11-21
【施行日】2013-02-01
【概要】本規定は、上海市で生産し、販売する商品包装に適用する。本規定によると以下の通りである。
- 商品包装は、合理的でなければならず、正常な機能の必要性を満たすという前提のもと、その材質、構造、コストが包装される商品の特徴、規格およびコストと匹敵しており、包装廃棄物の発生を減少させなければならない。国の商品過剰包装制限基準における強行規定に違反してはならない。
 - 過剰包装が深刻な企業は、メディアの「ブラックリスト」に入れられる。規定に違反した場合、販売の停止を命じられ、期限付き是正、2 千元以上 5 万元以下の罰金などを科される恐れがある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.spcsc.sh.cn/2012-11/26/content_92514.htm

● 上海市の国際貿易センター建設推進条例（上海）

- 【発布機関】上海市人民代表大会常务委员会
【発布番号】上海市人民代表大会常务委员会公告第 57 号
【発布日】2012-11-21
【施行日】2013-01-01
【概要】本条例では以下の通り言及している。
- 国内外の企業が上海に仕入れセンター、配送センター、運営販売センター、決済センター、物流センター、ブランド育成センターなどの貿易運営および管理機能を有する貿易型本部を設立することを奨励する。認定を受けた貿易型本部は、通関手続、資金決済、投資の利便、人員の出入国などの面で優遇政策を受けることができる。
 - 企業が独自運営、第三者または専門サービスにより電子商取引のプラットフォームを発展させることを支援し、大型電子商取引プラットフォームの発展を育成する。
 - 税関特殊監督管理区域の機能のイノベーションとグレードアップモデルチェンジを推進し、国際慣習に適合する自由貿易園地の設立を探求する。外高橋保税区にて国家輸入貿易促進革新模範地の建設を推進し、オフショア貿易などの新型貿易サービスを拡張する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.spcsc.sh.cn/2012-11/26/content_92515.htm

● 广东省“十二五”时期深化行政审批制度改革先行先试方案（广东）

【发布单位】广东省人民政府办公厅
 【发布文号】粤府办〔2012〕118号
 【发布日期】2012-11-23
 【内容提要】该方案提出以下“深化行政审批制度改革”的主要任务：

<p>全面清理和精简行政审批事项</p> <ul style="list-style-type: none"> 到 2015 年，各级行政审批事项压减 40% 以上，办结时限总体缩短 50% 左右。 简化外商投资项目核准手续，力争投资项目办理时限总体缩短 50% 左右，审批事项压减 70% 左右。2015 年实现地级以上投资审批和备案事项网上办理率达 90%。 加大力度推进商事登记制度或企业登记审批制度改革。 <ul style="list-style-type: none"> 在深圳、珠海、东莞、顺德等地开展商事登记制度改革，实现新设企业申办营业执照 4 个工作日内办结。试点推行商事主体登记注册与许可经营项目审批分离制、住所与经营场所分离登记制和有限责任公司注册资本认缴制。进一步精简和规范商事经营资格审批。 在其他地区全面推进企业登记审批制度改革，精简企业审批项目，下放审批权限，推行审批许可“告知承诺制”，实行“筹建”制企业登记，放宽注册资本、住所（经营场所）条件。 加大力度向基层政府下放审批权限。
<p>创新行政审批服务方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 明确负责部门。同一事项确需多个部门审批的，要明确牵头部门，建立并联审批制度。 对企业登记、企业投资、建设工程等涉及多个部门的审批事项，全面推行并联审批。 建立全省统一互联的集信息公开、网上办理、便民服务、电子监察于一体的全天候网上办事大厅。
<p>配套推进行政体制改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 总结深圳、顺德等地试点经验，在全省 29 个县（市、区）已完成大部门制改革试点的基础上，2012 年在全省推广。 将专业性、技术性 or 社会参与性较强的公共管理和服务职能交由法定机构承担。重点选择企业投资政务服务、企业投资项目报建和验收、资质资格评审注册等领域和广州、深圳、珠海等市开展法定机构试点。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201212/t20121205_357046.html

● 广东省「第十二次五ヶ年計画」期間において行政審査許可制度の改革遂行先行試行方案(広東)

【発布機関】広東省人民政府弁公庁
 【発布番号】粵府弁〔2012〕118号
 【発布日】2012-11-23
 【概要】本方案では以下の「行政審査許可制度改革遂行」の主な任務を提唱している。

<p>行政審査許可事項を全面的に見直し、簡素化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015 年までに、各級行政審査許可事項を 40% 以上圧縮し、手続の全所要時間を 50% 前後短縮させる。 外商投資プロジェクト認可手続を簡素化し、投資プロジェクトの手続の全所要時間を 50% 前後短縮し、審査許可事項の 70% 前後の圧縮を目指す。2015 年までに、地級市以上の投資審査許可および届出事項のオンライン手続を 90% にする。 商事登記制度または企業登記審査許可制度の改革を大幅に進める。 <ul style="list-style-type: none"> 深セン、珠海、東莞、順徳などの地域で商事登記制度改革を実施し、企業新設手続における営業許可証の申請を 4 業務日内で終わらせる。商事主体登記登録と許可経営項目の審査許可分離制、住所と事業場所の分離登記制および有限責任会社登録資本金払込制の試行を推進する。商事経営資格審査許可を一層簡素化し規範化する。 その他の地域にて企業登記審査許可制度改革を全面的に普及させ、企業の審査許可項目を簡素化し、審査許可権限を委譲し、審査許可「告知承諾制」を推進し、「設立準備」制企業登記を実施し、登録資本、住所（经营场所）条件を緩和する。 基層政府への審査許可権限の委譲に力を入れる。
<p>行政審査許可のサービス方式を刷新する</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任部門を明確にする。同一事項について複数部門での審査許可を必要とする場合、牽引部門を明確にし、並列審査許可制度を制定する。 企業登記、企業投資、建設工事などの複数部門に関連する審査許可事項については、並列審査を全面的に実施する。 全省一斉オンラインによる情報公開、オンライン手続、便民サービス、電子監察を一体化した全天候オンライン手続ホールを設置する。
<p>行政体制改革を併せて推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 深セン、順徳などの地域の試行経験を整理し、全省 29 県（市、区）にて大部門制改革試行を完成した基礎のもと、2012 年に全省に普及させる。 専門性、技術性または社会参与性のやや高い公共管理およびサービス機能を法定機関に負担させる。企業投資政务服务、企業投資プロジェクトの建設申請および検収、資格審査評価登録などの分野および広州、深セン、珠海などの市を重点的に選択して法定機関の試行を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201212/t20121205_357046.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 《化学品物理危险性鉴定与分类管理办法》公开征求意见

为规范化学品物理危险性的鉴定与分类工作，督促企业将化学品危险性公开，减少和杜绝事故隐患，国家安全生产监督管理总局起草了《化学品物理危险性鉴定与分类管理办法（征求意见稿）》。现向社会公开征求意见（截止时间为 2013 年 01 月 04 日）。

该征求意见稿对需鉴定/分类化学品的范围、化学品生产/进口单位的职责、鉴定机构及资质管理、物理危险性鉴定与分类、法律责任等进行了规定。其中包括：

物理危险性尚未确定，需要进行鉴定与分类的化学品包括：
<ul style="list-style-type: none"> （一）列入《危险化学品目录》，但发现有新的物理危险性的化学品； （二）含有 1 种以上列入《危险化学品目录》的具有物理危险性组分的混合物； （三）未列入《危险化学品目录》，且物理危险性不明的化学品； （四）新研制且缺乏相关物理危险性数据的化学品。
化学品生产/进口单位的职责
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 申请化学品物理危险性鉴定，并根据鉴定结果等对化学品物理危险性进行分类。 ▪ 建立化学品安全管理档案。 ▪ 经分类确定为危险化学品的，编制化学品安全技术说明书和安全标签，并在 6 个月内办理危险化学品登记，并加强安全管理。
化学品储存、经营、使用和运输从业单位的注意事项
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对于物理危险性尚未确定的化学品，应向上游单位索取有关化学品物理危险性鉴定和分类证明文件。 ▪ 上游单位不能提供物理危险性鉴定与分类证明文件的，有权拒绝承接相关业务，也可以自行向有资质的机构申请鉴定。

（摘自中国政府法制信息网；2012 年 12 月 04 日发布）

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 「化学品物理的危険性鑑定および分類管理法」がパブリックコメントを募集する

化学品物理的危険性の鑑定および分類作業を規範化し、企業による化学品危険性の公開を促し、事故の表面化していない危険性を減少し防止するため、国家安全生产监督管理总局は「化学品物理的危険性鑑定および分類管理法（意見募集案）」を起草した。現在、パブリックコメントを募集している（募集締切日は 2013 年 1 月 4 日）。

本意見募集案では、鑑定/分類の必要な化学品の範囲、化学品製造/輸入業者の職責、鑑定機関および資格管理、物理的危険性の鑑定と分類、法的責任などについて規定を行っている。以下の内容が含まれる。

物理的危険性が確定されず、鑑定と分類が必要な化学品に含まれるもの。
<ul style="list-style-type: none"> （一）「危険化学品目録」に記載されたが、新たな物理的危険性が発見された化学品。 （二）「危険化学品目録」に記載されている物理的危険性を 1 種類以上有する構成成分を含む混合物。 （三）「危険化学品目録」に記載されておらず、物理的危険性が不明な化学品。 （四）新たに研究製造され且つ関係する物理的危険性数値が欠ける化学品。
化学品製造/輸入業者の職責
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 化学品物理的危険性鑑定を申請し、且つ鑑定結果などに基づき化学品物理的危険性を分類する。 ▪ 化学品安全管理ファイルを作成する。 ▪ 分類により危険化学品と確定した場合、化学品安全性技術説明書および安全ラベルを作成し、且つ 6 ヶ月以内に危険化学品登記を行い、且つ安全管理を強化しなければならない。
化学品の保管、取扱、使用および運輸業者に対する注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 物理的危険性が確定されていない化学品については、川上業者から化学品の物理的危険性の鑑定および分類証明書類を入手しなければならない。 ▪ 川上業者が物理的危険性の鑑定および分類証明書類を提供できない場合、関係業務の引受を拒否することができ、独自に資格を有する機関にて鑑定を申請することもできる。

（2012 年 12 月 4 日付の中国政府法制情報ウェブサイトより抜粋）

● 《环境保护法》修订引发争议，短期难以正式出台

环境保护部（以下简称“环保部”）于2012年10月29日在其官方网站正式发布《关于报送对《环境保护法修正案（草案）》意见和建议的函》（以下简称“《函》”），对此前全国人大常委会首次审议的《环境保护法修正案（草案）》（以下简称“《草案》”）提出了4方面的主要意见和多达34条的具体建议（实为反对《草案》的修订条款）。按照中国以往的立法惯例，即使政府部门对立法机关的立法存在异议，通常都是在幕后进行沟通协调，此次，环保部公开向立法机关提出质疑，在中国立法史上非常罕见。

现行的《环境保护法》（以下简称“《环保法》”）是中国有关环境保护的基本法，自1989年施行以来，至今已有23年未作修订。在此期间，中国随着经济的发展，环境也在急剧恶化。在社会各界多次强烈呼吁通过法律手段加强环境保护之后，该法于2011年进入修订程序。《草案》于2012年08月31日向社会公布并公开征求意见，但是公布不久，就几乎遭到来自环保界、法学界的一致反对。原因主要有以下几点：

1. 环保界、法学界的主流观点认为，《环保法》要么推翻后重新制订，要么进行大修，但是，此次《草案》修订的内容比较有限，且缩减了环境部门的职权；
2. 《草案》将“环境保护”的地位置于“经济和社会发展”之下，与社会各界对“环境保护”的期待相去较远；
3. 《草案》对于社会普遍关注的“公益诉讼”、“公众知情权”等问题均未涉及。

根据中国《立法法》的规定以及全国人大常委会的立法惯例，《环保法》修订需要审议两到三次后再交付表决，由于目前各方面意见不统一，律师判断，审议3次的可能性较大，而第二次审议（有较大可能在2012年12月底进行）将非常关键。从目前的立法进程来看，律师认为该法在2013年03月（本届人大常委会到期）前完成修订的可能性较小。

随着中国环境的恶化以及公众环保意识的增强，环境因素对投资领域的影响越来越大，近期发生在四川什邡、江苏启东和浙江宁波的群体性事件均是因环境问题造成的，公众主张环境权的呼声越来越高。可以预见，无论本次《环保法》修订结果如何，将来企业在中国境内投资及开展业务（尤其是生产性业务）时，其受到的来自环境方面的限制将会越来越多，应承担的与环境保护有关的义务将会越来越大。

（里兆律师事务所2012年12月07日整理编写）

● 「環境保護法」の改正では意見が分かれ、正式な公布は短期間では難しいと見込まれる

環境保護部（以下「環境保護部」という）は2012年10月29日にそのオフィシャルサイト上で『「環境保護法改正案（草案）」に対する意見および提案を送付する書簡』（以下「書簡」という）を正式に公表し、この前全国人民代表大会常務委員会が最初に審議した『環境保護法改正案（草案）』（以下「草案」という）に対し、4つの方面での主な意見および34条項にも達する具体的な提案を行った（実際には「草案」の改正条項への反対である）。中国のこれまでの立法の慣習によれば、政府部門が立法機関の立法に対して異議があったとしても、通常は、水面下で意思疎通と協調が行われるが、この度は、環境保護部が立法機関に対し公に疑問を投げかけたものであり、中国の立法史上非常に珍しい。

現行の『環境保護法』（以下「環境保護法」という）は、中国の環境保護に関する基本法であり、1989年に施行されてから現在にいたるまで23年間改正されなかった。この間、中国は経済の発展に伴い、環境も急激に悪化した。社会各界にて法的手段を通じて環境保護を強化しようという強い呼びかけを何度も受けた結果、本法は2011年から改正作業に入った。「草案」は2012年8月31日に一般に公表され且つパブリックコメントが募集されたが、公表から間もなく、環境保護界、法学界から同じように反対に遇った。その理由は主に以下とおりである。

1. 環境保護界、法学界の主流の観点では、「環境保護法」は廃止後で改めて制定するか、または大幅に改正するかを考えているが、今回の「草案」での改正内容はやや限定され、且つ環境部門の職権を削減している。
2. 「草案」は、「環境保護」を「経済および社会の発展」の下に位置付け、社会各界の「環境保護」に対する期待から遠ざかってしまっている。
3. 「草案」では、社会で一般的に関心をもたれている「公益诉讼」、「公衆の知る権利」などの問題について言及していない。

中国の「立法法」の規定および全国人民代表大会常務委員会の立法の慣習によると、「環境保護法」の改正は二回から三回審議した後で決議に回されるが、現時点では各方面での意見が統一されておらず、筆者の判断によれば、三回審議される可能性が高く、二度目の審議（2012年12月末に行われる可能性が高い）がポイントとなると思われる。現在の立法の進捗から見る限り、筆者の認識では本法が2013年3月（本期人民代表大会常務委員会期日満了）前に改正が完了する可能性は低いと思われる。

中国の環境の悪化および公衆の環境保護意識の高まりに伴い、環境という要素が投資分野に与える影響は益々大きく、先頃四川什邡、江蘇啓東および浙江寧波で発生した集団的事件はいずれも環境問題に起因して発生したものであり、公衆の環境の権利を主張する声は益々高まっている。この度の「環境保護法」の改正結果がどのようなものになるにせよ、将来、企業の中国国内で投資し、業務を展開する際（とりわけ生産型業務）、環境保護方面から受ける制限が益々増え、負担すべき環

境保護に関する義務も益々大きくなることが予想される。

(里兆法律事務所が 2012 年 12 月 7 日付で作成)